



# 中国ろうきんの概要

## 法令等遵守の体制

### 1. コンプライアンスに対する考え方

金融取引においては、公正な競争の確保、顧客情報の厳正な取扱い、インサイダー取引の禁止、マネー・ローンダリングの防止など、遵守すべき法令やルールが数多く存在し、金融機関は社会的規範を逸脱するような不健全な融資や営業活動を慎み、良識ある営業姿勢を維持する社会的責任を負っています。

「コンプライアンス」とは、こうした法令やルールを厳格に遵守するとともに社会的規範を全うすることを言います。コンプライアンスは信用が最大の財産ともいえる労働金庫にとって、経営の健全性を高め、社会からの信頼を揺るぎないものとするうえでの当然の基本原則であり、役職員一人ひとりが日々の業務運営のなかで強く認識し着実に実践する必要があると考えています。

当金庫は、協同組織の福祉金融機関として、その社会的使命と公共性を十分自覚し、会員・勤労者・地域社会から信頼を得るべく業務を遂行しており、「ろうきんの理念」に明記された「人々が喜びをもって共生できる社会の実現」に寄与しています。また、労働金庫業務を取り巻くさまざまなリスクの所在を認識して影響度を評価し、適正なリスク管理を行うとともに会員・利用者の視点から自らの業務を捉え直す必要があり、このリスク管理および顧客保護の管理態勢を確保するうえでコンプライアンスの確立が必要不可欠であると認識しています。

当金庫では、以上の考え方に基づき、コンプライアンス基本方針、コンプライアンス・プログラム、倫理綱領および関連法令等をまとめて「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、金庫役職員の法令等遵守の姿勢を明確にしています。

### 2. 法令等遵守の体制

当金庫では、以下の体制によって法令等遵守の徹底に努めています。

#### (1) コンプライアンス体制について

- ① 理事長をコンプライアンス統括責任者とし、金庫のコンプライアンス全般の状況把握を行い、理事会・監事会等へ報告しています。
- ② 法令等遵守態勢の構築および実効性確保のため、理事長を委員長、副理事長を副委員長とし、専務理事、常務理事、執行役員、本部各部長、および本店営業部長を委員として構成するコンプライアンス委員会を定例的に開催しています。
- ③ コンプライアンス統括部門としてリスク統括部コンプライアンス課を設置し、コンプライアンス全般に関する指導・教育・研修・啓発活動とあわせて、コンプライアンスの徹底・進捗状況や問題案件等の把握・点検・管理の統括を行っています。
- ④ コンプライアンス統括責任者は各職場にコンプライアンス担当者を任命しています。コンプライアンス担当者は、コンプライアンスの重要性を理解し、各職場のコンプライアンスにかかわる教育・研修・啓発活動に取組み、日常業務における法令等遵守状況のモニタリングを行っています。

#### (2) 理事の業務執行等にかかわる法令等遵守について

当金庫の理事は、全国労働金庫協会や各種団体の主催するセミナー、研修等で研鑽を重ね、金融機関が公共的な使命を達成し、その信用を維持するために、組織内に法令等遵守の精神を徹底することがいかに重要であるかについて深く認識しています。

そのうえで、理事は、理事会の意思決定とそれに基づく代表理事の業務執行の監督に積極的に関与しています。

そして、監事は、理事が法令、定款および総会決議を遵守しているか否か、金庫のため善管注意義務を果たし忠実にその職務を行っているか否かなど、理事の職務の執行を監査しています。具体的には、理事等からの職務執行状況の聴取および重要な決裁書類等の調査などを実施し、理事の職務の執行状況等について監査を行っています。

なお、役員、本部各部署および営業店に対する監事監査の実施状況は以下のとおりとなっています。

|           |       |     |            |                         |
|-----------|-------|-----|------------|-------------------------|
| [営業店監査]   | 2023年 | 7月  | 米子支店       |                         |
|           |       | 8月  | 福山支店、尾道支店  |                         |
|           |       | 9月  | 津山支店       |                         |
|           |       | 10月 | 山口支店、広島西支店 |                         |
|           | 2024年 | 1月  | 岡山東支店      |                         |
|           |       | 2月  | 岩国支店       |                         |
| [本部監査]    | 2023年 | 11月 | 本部全部署      |                         |
|           | 2024年 | 4月  | 本部全部署      |                         |
| [役員ヒアリング] |       |     | 本部常勤役員     | 2023年11月および2024年4月(年2回) |
|           |       |     | エリア営業本部長   | 2024年3月～4月(年1回)         |

(注) 監査年度は2023年7月から2024年6月までとしております。

### (3)預金、融資等の業務にかかわる法令等遵守について

#### ①法令等遵守意識の醸成

当金庫では、日常的に管理・監督者ならびにコンプライアンス担当者による法令等遵守の指導を行うとともに、庫内外の会議、研修を通じて法令等遵守意識の醸成に努めています。

#### ②内部監査の重視

当金庫では、内部監査部門として監査部を理事長の直属で設置し、被監査部門のリスク管理態勢を含む内部管理態勢等の適切性・有効性を検証し、問題点の発見・指摘に留まらず、内部管理態勢等の評価および問題点の改善要請または是正勧告を行っています。

監査部が実施する内部監査(営業店、ローンセンター、本部各部)と、営業店および本部各部が自ら行う自己検査の二つを柱として、相互牽制が十分機能するように留意しながら内部的なチェックを実施しています。

内部監査と自己検査は、多数のチェック項目に基づいて実施していますが、法令等遵守に関する事項としては、以下が代表的なものです。

- ・ 口座開設、大口現金取引等にあたっては、本人確認記録書を作成しているか。
- ・ 顧客から個人情報取得する際は、その利用目的を明示または通知しているか。
- ・ 商品説明は、相手の立場に立って平易な言葉で顧客の理解が得られるまで実施しているか。

なお、内部監査の実施状況は、以下のとおりとなっています。

|           |                |           |                                                         |                 |
|-----------|----------------|-----------|---------------------------------------------------------|-----------------|
| 【営業店現物検査】 | 2023年          | 4月        | 萩支店、山口支店、防府支店、鋼管町支店、福山支店、本店営業部、下関支店、宇部支店                |                 |
|           |                | 5月        | 西条支店、府中支店、呉支店、三原支店、小野田支店、倉吉支店、鳥取支店、大田代理店、出雲支店、米子支店、安来支店 |                 |
|           |                | 6月        | 大竹支店、雲南支店、広島東支店、広島西支店、岡山東支店、岡山西支店、岡山支店、水島支店             |                 |
|           |                | 7月        | 岩国支店、柳井代理店、因島代理店、尾道支店、徳山支店、備中支店、倉敷支店                    |                 |
|           |                | 8月        | 三次支店、益田支店、津山支店、松江支店、下松支店、玉野支店、浜田支店                      |                 |
|           |                | 12月       | 山口支店、大竹支店、倉吉支店、松江支店                                     |                 |
|           |                | 2024年     | 1月                                                      | 岡山支店            |
|           |                | 【営業店総合監査】 | 2023年                                                   | 6月              |
| 7月        | 安来支店、福山支店      |           |                                                         |                 |
| 8月        | 雲南支店、倉吉支店、大竹支店 |           |                                                         |                 |
| 9月        | 萩支店、倉敷支店       |           |                                                         |                 |
| 10月       | 益田支店、岡山西支店     |           |                                                         |                 |
| 11月       | 備中支店、広島東支店     |           |                                                         |                 |
| 12月       | 徳山支店、水島支店      |           |                                                         |                 |
| 2024年     | 1月             |           | 三原支店                                                    |                 |
| 【本部総合監査】  | 2023年          | 5月        | 島根県営業本部                                                 |                 |
|           |                | 9月        | リスク統括部、西部エリア営業本部                                        |                 |
|           |                | 10月       | 業務統括部、東部エリア営業本部、総務統括部                                   |                 |
|           |                | 11月       | 営業統括部                                                   |                 |
|           |                | 12月       | 融資統括部                                                   |                 |
|           | 2024年          | 1月        | 経営統括部                                                   |                 |
|           | 【子会社総合監査】      | 2024年     | 1月                                                      | (株)中国労金ビジネスサービス |

(注1)ローンセンターの監査は、営業店と一体的に実施しています。

(注2)代理店の監査は、営業店(母店)と一体的に実施しています。

### (4)内部通報窓口について

当金庫では、内部窓口として法令等に抵触する事項を早期に発見し問題解決に迅速に対応するため、コンプライアンス・ホットラインを設置し、ハラスメントに関する対応窓口を人事課に、金庫役員に関する事項の対応窓口を監事会事務局にそれぞれ設置しています。また、外部窓口として民間の受付代行会社および弁護士を設置しています。

### (5)反社会的勢力に対する取組み

当金庫は、「反社会的勢力に対する基本方針<sup>(注1)</sup>」を公表し、業務の適切性と健全性の確保に努めています。また、金融機関としての社会的使命を果たすべく、AMLシステム<sup>(注2)</sup>により取引者をチェックし、警察、弁護士等の専門機関と連携して反社会的勢力等の取引排除に向けた取組みを行っています。

(注1)「反社会的勢力に対する基本方針」は、当金庫のホームページに掲載しています。(https://www.chugoku.rokin.or.jp/)

(注2) AML(Anti-Money Laundering)システムとは、労働金庫業態統一の反社会的勢力対応システムです。

## (6) マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク対策

当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下「マネロン等」という。）を防止し、業務の適切性を確保するため、「マネー・ローンダリング、テロ資金供与リスク対策および顧客の受け入れに係る方針」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、庫内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

### リスクの特定・評価・低減

各部門の担当役員は、マネロン等リスク対策担当役員の指示の下、リスクベースアプローチによるリスクの特定・評価を行い、取引・商品や顧客の属性を類型化したうえで、リスクの低減策を策定し、実施しています。

### リスク対策計画

当金庫は、年度ごとに策定する「マネロン・テロ資金供与対策計画」に沿って継続的なリスク対策、職員研修などに取り組んでいます。

### マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク対策および顧客の受け入れに係る方針（抜粋）

#### ●目 的

この方針は、金庫のあらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク（以下「マネロン等リスク」という。）を特定・評価し、全役職員の共通認識の下で必要な低減策を適切に実施する管理態勢を構築することにより、マネロン等リスク対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に資することを目的とする。

#### ●態勢の整備

あらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネロン等リスク対策を、金庫全体で実施するために、金庫は、庫内横断的なリスク管理態勢を整備する。

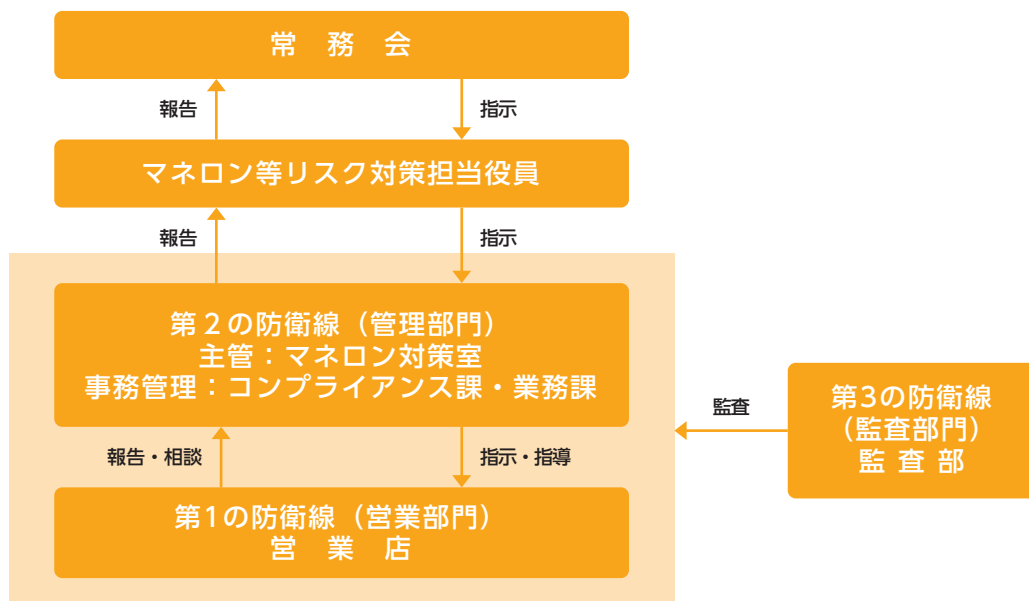
そのため代表理事はリスク担当役員をマネロン等リスク対策担当役員として任命し、この職務に必要な権限を付与する。

#### ●経営陣の認識

常務会は、マネロン等対策担当役員がとりまとめた「特定事業者作成書面」のリスク低減策が、類型に対する経営資源配分の観点からも適切・十分であることを評価したうえで、これを認識する。

### マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策体制

（2024年7月現在）

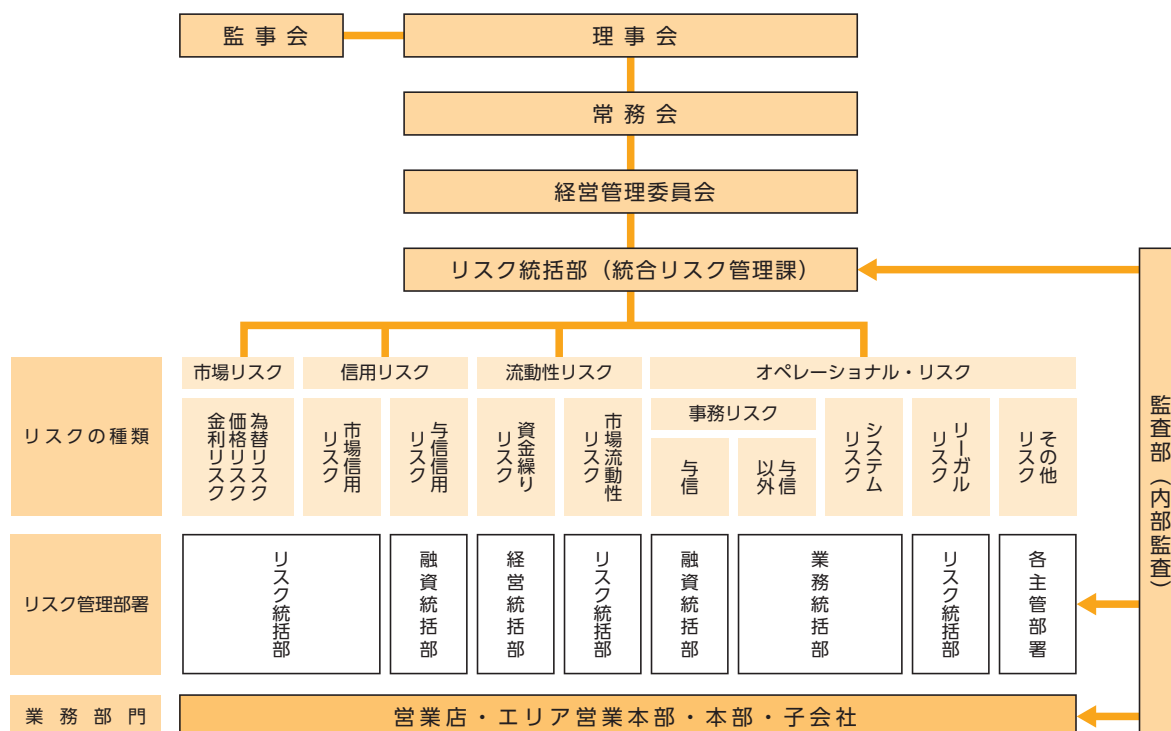


# リスク管理の体制

## 1. リスク管理体制

当金庫では、経営の健全性を確保するため、リスク管理を重点課題として位置づけ、理事会(その他機関会議)により制定された「統合的リスク管理方針」により、各種リスク管理の規程や体制を整備し、適切な方法でリスク管理を実施しています。

管理対象とするリスクを「市場リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナル・リスク」と定め、これらを統合的に管理し、経営体力に見合った適正な水準へコントロールしています。



## 2. 統合的リスク管理の取組み

当金庫では、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力(自己資本)と対照することによって管理する「統合的リスク管理」を行っています。

具体的には、「市場リスク」、「信用リスク」および「オペレーショナル・リスク」について、各リスクの特性に応じた手法を用いてリスク量を計測・把握し、全体のリスク量が自己資本の範囲内に収まるように管理しています。また、各リスクに自己資本を割り当てることにより、全体のリスク量だけでなく、個別のリスク量についても管理しています。

管理状況については定期的に経営管理委員会で検証し、自己資本に対して過大なリスクをとることがないように努めています。

また、金融市場の急激な変化などに対応するため、一定のシナリオのもとで損失がどの程度想定されるか、定期的にストレステストを実施し、分析・検証をしています。

### 3.各種リスク管理

#### (1)市場リスク

金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクが「市場リスク」です。

当金庫では、財務の健全性および収益性を確保する観点から、以下のリスク・コントロールを実施しています。

- ① 市場リスクについては、VaR(バリュー・アット・リスク)により、リスク量を把握・管理し、自己資本を基準に割り当てられた限度額の範囲に収まるようにコントロールしています。また、VaRだけでは十分に捉えきれないリスクを補完するため、過去の急激な変動や将来起こりえる変動をシナリオとしたストレステストを定期的の実施しています。
- ② 金利リスクについては、上記で記載した管理の他に、運用、調達の資金別に金利更改日までの残存期間のデータを把握し、金利変動シナリオに基づいて、定期的なシミュレーションを行い、管理の強化に努めています。また、債券、株式相場の変動によって資産価値が上下する価格変動リスクと為替リスクについても、的確に把握しコントロールするように努めています。

#### (2)信用リスク

与信先(貸出先等)やデリバティブ取引の相手方の信用状態の悪化による債務不履行リスク(貸出金や有価証券などの元本、利息が回収不能となるリスク)が、いわゆる「信用リスク」です。

当金庫では、与信信用リスク管理の方針(クレジット・ポリシー)を定め、与信業務の健全かつ適切な運営に努めています。

- ① 貸出や保証等の一般的な与信取引に係る信用リスク対策として、個別審査体制の強化、金庫全体のリスク管理体制の強化に努めています。
  - ・ 個別貸出案件の審査体制については、営業推進部門の影響を受けない体制を整備したうえで、迅速かつ適切な審査が実施されるよう、営業店の審査スタッフの育成に努めています。また、営業店の決裁権限を超える案件については、本部の審査専門スタッフが審査を行うなど厳正な対応に努めています。
  - ・ 金庫全体の信用リスク管理として、定期的に貸出金の自己査定を行い、信用リスクの量的な把握に努めているほか、延滞債権については、本部で集中管理をするなどの対策をとっています。
- ② 有価証券等、信用リスクを有するその他の資産についても、取得にあたって、金庫で定める資金運用規程等に則って、信用格付機関が発表する格付等を参考に、信用リスクの回避に努めています。また、定期的に自己査定を行い、取得後の事情変化についても追跡管理しています。

#### (3)流動性リスク

予期しない金庫資金の流出などが起こった場合、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり(資金繰りリスク)、市場での流通が不十分であるために、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされること(市場流動性リスク)により、金融機関が損失を被るリスクが「流動性リスク」です。

金庫業務全般において様々な資金フローが発生しますが、当金庫では、こうした資金繰りリスクについて、経営統括部資金運用課において一元的に管理を行い、定期的に資金繰り計画を検討するなど、管理の強化に努めています。

#### (4)オペレーショナル・リスク

金融機関の業務の過程、役職員の活動、システムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクが「オペレーショナル・リスク」です。

当金庫では、事務リスク、システムリスク、リーガルリスクなどの各種リスクをオペレーショナル・リスクとして統合的に管理しています。

- ① 事務リスク  
金融機関では様々な業務を展開するなかで、現金、手形、証書などの重要物を取り扱っています。したがって、日常これらに接する金庫の役職員が正確な事務を怠ったり、不正が起ると、大きな事故につながる恐れがあります。このことにより金融機関が損失を被るリスクが「事務リスク」です。  
事務処理手順、事務処理権限、事務管理方法などの厳正化に加えて、事務が正確にあるいはタイムリーに行われているかをチェックする体制を強化しています。具体的には、監査部による内部監査と各支部による定期的な自己検査を実施しています。また、研修による職員の事務処理の習熟に努めるとともに、オンライン・システムのチェック機能の活用などにより、事務の誤処理の発生防止に努めています。
- ② システムリスク  
金融機関では、多様な事務処理やリスク管理において、オンライン・システムなど様々なコンピュータ管理を行っています。このコンピュータ・システムがダウンしたり誤作動するなど、システムの不備等により金融機関が損失を被るリスクが「システムリスク」です。
  - ・ 当金庫のオンライン・システムの運用・管理は、全国の労働金庫が業務委託する労働金庫総合事務センターにて行われています。同センターは、付近に活断層がないなど良質な地盤を立地として選定し、オンライン機器を設置した電算棟は最大加速度1470ガルでも倒壊しないレベルの耐力保持が可能な設計になっているほか、基幹システムを収容するフロアでは機器免震装置を採用し安全性を高めています。また、周辺システムが収容されているフロアでは、フロア構造に二次元免震床を採用し、免震床全体が振動を吸収する構造となっています。

電源設備についても、ループ受電により常時2回線で受電しているため、一方の回線断線時にも他方からの受電を確保しているほか、UPS(無停電電源装置)、自家発電装置の組み合わせなどにより、停電や電圧低下対策を行っています。

万一、同センターが大規模災害等により機能停止した場合であっても、金融業務を継続できるようバックアップセンターを構築しています。

また、重要なデータ・ファイルの破損・障害への対策として、データ・ファイルを二重化するとともに、バックアップを取得し、重要システムに必要なソフトウェアおよび重要なデータの遠隔地保管を行う等、データの安全確保に努めています。

高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対しても、攻撃発生に備えた対策の維持向上を図るとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT(Computer Security Incident Response Team)態勢を、ろうきん業態全体で構築しています。

- ・ 当金庫においては、上記オンライン・システムの中継センター機能および独自システム(サーバ・クライアントシステム)の運用管理を行うため担当部を設置しています。

同部署においても、地震・停電・電圧降下等の安全対策を講じ、被害を最小限にする設備を導入しています。ネットワーク(オンライン、独自システム)については、機器の二重化、回線の二重化を行い、万一の場合に備え、代行手段を確保しています。インターネット等外部からの侵入に対しては、回線、機器を通常利用するネットワーク機器・回線と分離し、重要なシステムに第三者からの侵入を不可としています。さらに媒体によるウィルス対策として、全パソコンにウィルス対策ソフトを導入し、被害を最小限に抑える対策を行っています。

また、重要なシステム、データ等については、バックアップの取得、媒体の金庫室保管および遠隔地保管等により保全を図っています。

- ・ 情報資産については、セキュリティポリシーを策定し、すべての情報資産の適切な利用と保護を実現するための安全対策を行っています。
- ・ データ漏洩に対しては、特殊回線への変更および電文の暗号化を進めています。

また、個々のパソコンにおいて重要な情報は、第三者が識別できないようすべて暗号化し、更に媒体に書出す場合は、システムで規制をかけたうえで暗号化処理を行っています。

#### ③ リーガルリスク

法令等を逸脱した行為等、あるいは法律・会計制度・税制の変更、行政上の規制を要因として当初意図していた取引が履行できなくなることにより損失を被るリスクが「リーガルリスク」です。

当金庫では、遵守すべき法令等をコンプライアンス・マニュアルに定め、研修を通じて役職員への周知徹底に努めています。また、新規業務の開始時や各種契約の締結時には、担当部署によるリーガルチェックを実施するとともに、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家に相談を行っています。

#### ④ 人的リスク

人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)、および差別的行為(ハラスメント等)により損失を被るリスクが「人的リスク」です。

当金庫では、雇用形態等に応じた人事管理の適切な実施、および職能資格制度を基本とした職員の働きがいを高める人事運営に努めています。また、全職員が個人として尊重され、快適な環境のもとで職務が遂行できるよう、ハラスメント研修の実施(全職員)や相談窓口の常設やポスターの掲示等を行っています。

#### ⑤ 有形資産リスク

災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などにより損失を被るリスクが「有形資産リスク」です。

当金庫では、管理すべき動産・不動産の所在と現状を定期的に把握し、各資産の脆弱性を踏まえた防災・防犯対策の実施に努めています。

#### ⑥ 風評リスク

ろうきんに対する評判の悪化や風説の流布等により信用が低下し、損失を被るリスクが「風評リスク」です。

当金庫では、風評リスクの発生が懸念される場合、リスクの規模・性質に応じて適切に対応することにより未然防止に努めています。また、万一発生した場合に備えて本部各部および営業店の対応方法を定めたマニュアルを整備するなど、風評リスク顕在化の影響を最小限に抑えるよう努めています。

## 4.危機管理体制

当金庫では、自然災害、コンピュータ・システムの障害や新型コロナウイルス感染症等の危機発生時に対する基本的な方針として「危機管理基本規程」を制定しています。

危機発生時には対策本部を設置し、具体的な対応手順を定めた「コンティンジェンシープラン」等にもとづき迅速に対応できる体制を整備しています。

さらに、大規模な災害等の事態においても早期の復旧を図り、必要最低限の業務を継続できるよう、「営業店業務継続要領」等を制定するとともに、大規模災害等の発生を想定した訓練を定期的実施するなど、体制の強化に努めています。

# お客さま本位の業務運営に関する取組方針

| 取組方針 |                                     | 具体策 |                                                                                                                                                                                                                                     |
|------|-------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1    | 『お客さま本位の業務運営に関する取組方針』の策定・公表         | (1) | 当金庫はお客さま本位の業務運営の強化に向けて、金融庁が2017年3月に公表し、2021年1月に改定した「顧客本位の業務運営に関する原則」をすべて採択し、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」(以下、本方針)を策定します。                                                                                                                    |
|      |                                     | (2) | 本方針および本方針に係る取組状況は、ディスクロージャー誌等に掲載し、公表します。                                                                                                                                                                                            |
|      |                                     | (3) | 本方針は毎年見直しのうえ、必要に応じて改正します。                                                                                                                                                                                                           |
| 2    | お客さまの生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた取組み | (1) | 当金庫は、「ろうきんの理念」のもと、すべての事業活動において法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を尊重するとともに、お客さまの生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた、誠実、丁寧かつ公正な業務運営を行います。                                                                                                                    |
|      |                                     | (2) | お客さまが最善の利益を得られるよう、お客さま一人ひとりのライフプランとニーズに合わせた最適なアドバイスを行い、質の高い金融サービスを提供します。                                                                                                                                                            |
| 3    | 利益相反を適切に管理する取組み                     | (1) | 当金庫は、お客さまの不利益のもと当金庫が利益を得たり、お客さまの利益が不当に害されることがないよう、利益相反のおそれがある取引を特定し管理するための「利益相反管理方針」を定めています。当該方針に基づき、利益相反について統括する部署を設置し一元的に対応する体制を整備するなど、お客さまの保護と正当な利益確保に努めるための適切な管理を行っています。                                                        |
|      |                                     | (2) | 投資信託等の一定のリスクを伴う商品の販売にあたっては、お客さまにとって最善の利益となる観点を重視した対応を行っています。ろうきん業態の投資信託の販売商品をラインナップするにあたっては、業態の中央機関である労金連合会において、販売する商品の基本的な収益(リターン)、損失を含むリスク(不確実性)、取引条件、選定理由、手数料水準等が適切なものであることを確認しています。そのうえで当金庫では、お客さまの最善の利益を最も重視して、販売する商品を選定しています。 |
| 4    | 手数料等に係る情報提供の取組み                     | (1) | 当金庫は、お客さまにご負担いただく手数料等について、商品・サービスごとにわかりやすい表示を行っています。                                                                                                                                                                                |
|      |                                     | (2) | 投資信託に係る手数料については、ホームページにファンド一覧を掲載し、商品間での比較が簡単にできるよう一覧表にするなど、お客さまにわかりやすい開示を行います。                                                                                                                                                      |
| 5    | お客さまの立場に立ったわかりやすい情報提供の取組み           | (1) | 当金庫は、金融商品・サービスの販売や説明等を行う際には、お客さまの金融知識や取引経験、財産の状況および投資目的を確認させていただき、重要な情報が理解できるよう記載した「重要情報シート」等の資料を用いて、お客さまにとってわかりやすく丁寧な情報提供を行います。(金融商品取引法第40条「適合性の原則」)                                                                               |
|      |                                     | (2) | ろうきん業態として、確定拠出年金(DC)について、企業型DC加入者向けの「ろうきんの企業年金に係る役割発揮宣言」サイトや、個人型DCについての「ろうきんiDeCo」スペシャルサイトにおいて、投資の考え方や商品の選択、金融商品のリスクとリターンについてなど詳しく説明しています。                                                                                          |
|      |                                     | (3) | 当金庫が取り扱う投資信託において、パッケージ商品に該当するファンド・オブ・ファンズ <sup>(注)</sup> 形式の商品があります。当商品については、個別のファンドごとの購入には対応しておりません。ホームページ等のファンド情報、フリーダイヤル、店頭窓口等で当該商品のメリット、リスク、手数料等についてご案内しております。                                                                  |
| 6    | お客さま一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み          | (1) | 当金庫は、お客さま一人ひとりの健全な生活設計の支援に向け、中長期的な視点での資産形成に向けたアドバイスや、子育てや教育、マイホームなどライフステージにおけるあらゆる資金ニーズに良質な商品で応えていきます。また、多様化するお客さまの金融ニーズに的確に応えるべく、既存商品・サービスの見直しや、商品開発を行っています。                                                                       |
|      |                                     | (2) | 当金庫は、お客さま一人ひとりの資産状況や、金融商品の取引経験、商品知識や取引目的、ニーズ等を確認させていただき、お客さまに最適な商品・サービスを提供します。また、投資信託の販売にあたっては、お客さまの投資目的、投資経験、資産状況等を確認させていただいたうえで、類似の商品がある場合にはその商品との比較を含め、お客さま一人ひとりに合った、的確な説明・提案を誠実にいたします。                                          |
|      |                                     | (3) | 当金庫は、金融商品の販売後において、お客さまの意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行います。                                                                                                                                                                          |
|      |                                     | (4) | 当金庫は、お客さまへの適正な金融商品の勧誘を行うための「金融商品に関する勧誘方針」、共済・保険商品の適正な募集をするための「共済募集方針」「保険募集方針」等を定めています。これらの方針は、ホームページに掲載し、公表しています。                                                                                                                   |
| 7    | 「ろうきんの理念」の職員への定着と実践に向けた取組み          | (1) | 〈ろうきん〉は、「ろうきんの理念」を掲げ、常にお客さまである勤労者の生活向上への貢献を第一に考えた運営を行っています。その職員への定着と実践に向け、当金庫のめざすべき姿の明確化と組織全体への浸透を図ることで当金庫のブランドを確立し、間接構成員に「共感」いただける金融機関をめざします。                                                                                      |
|      |                                     | (2) | 〈ろうきん〉ならではの存在意義と役割発揮に係る研修等を人材教育体系で実施しています。                                                                                                                                                                                          |
|      |                                     | (3) | 職員の人事評価にあたっては、お客さまの最善の利益に資する行動の実践を評価する項目を設定します。                                                                                                                                                                                     |
|      |                                     | (4) | 当金庫は、本方針の内容について職員に周知するとともに業務を支援・検証するための体制を整備していきます。                                                                                                                                                                                 |

(注) ファンド・オブ・ファンズとは、「投資信託に投資する投資信託」で、複数の投資信託(ファンド)を適切に組み合わせて、一つの投資信託(ファンド)にまとめたものをいいます。

当金庫は、2018年2月1日に「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を策定いたしました。本方針のもと、当金庫はお客さまの信頼に応えるための具体的な取組みを实践してまいります。

また、より良い業務運営を実現するため、本方針を毎年見直しのうえ、必要があれば改正いたします。

|  | KPI(成果指標)                                                                                                                                                                                                        | 取組状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>方針の見直し:年1回</li> <li>取組状況の公表:年1回</li> <li>KPIの設定:年1回</li> </ul>                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>本方針の見直しを1回実施し、2023年度のKPIを設定しました。</li> <li>本方針および2022年度取組状況について「中国ろうきん2023ディスクロージャー誌」および当金庫ホームページにて公表しました。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>各種セミナー:472回</li> <li>個人型確定拠出年金(iDeCo)新規契約・投資信託新規買付人数:2,832人</li> <li>顧客ニーズ管理案件登録件数:11,800件</li> </ul>                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>若年層を中心とした金融リテラシーの向上に資する教育活動や、アフターフォロー研修等、全店合計1,278回のセミナーを開催しました。</li> <li>職員に対しお客さまの最善の利益を図るための各種研修を実施し、習得した提案手法を実践することで、個人型確定拠出年金(iDeCo)契約・投資信託新規買付人数は、3,415人となりました。</li> <li>お客さまへのお役立ちのため、潜在ニーズを聴き取り、ニーズに寄り添った営業活動を強化し、顧客ニーズ管理案件登録件数は18,807件となりました。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページのファンド情報等の掲載</li> <li>投資信託における「重要情報シート(金融事業者編・個別商品編)」を活用した説明</li> <li>利益相反取引の防止</li> </ul>                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>当金庫のホームページに各種サービスや取扱商品の一覧・情報等を開示するとともに、申込手数料・信託報酬・信託財産留保額の費用等についても一覧表にして掲載するなど、お客さまにわかりやすい開示に努めました。</li> <li>投資信託の説明においては、投信取引口座開設時に金融商品取引業者を選択する一助として「重要情報シート(金融事業者編)」を必ず交付し、当金庫の基本情報・取扱商品・ラインナップの考え方等について情報提供を行っています。</li> <li>苦情・トラブル報告等に基づいた精査・検証、営業店モニタリング(13店舗)により、2023年度において営業店および本部関連部署より「利益相反」が疑われる事案の報告および該当する取引がないことを確認しました。なお、「利益相反」に該当する場合には、その取引について担当部署と協議し、お客さまの保護と正当な利益を確保するための措置を講ずることとしています。</li> <li>本部主管部署が全部署(57部署)の職場内コンプライアンス研修に参加し知識の向上を図りました。</li> </ul>                                                                                                                      |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページのファンド情報等の掲載</li> <li>投資信託における「重要情報シート(金融事業者編・個別商品編)」を活用した説明</li> </ul>                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>当金庫のホームページに各種サービスや取扱商品の一覧・情報等を開示するとともに、申込手数料・信託報酬・信託財産留保額の費用等についても一覧表にして掲載するなど、お客さまにわかりやすい開示に努めました。</li> <li>投資信託の説明においては、投信取引口座開設時に金融商品取引業者を選択する一助として「重要情報シート(金融事業者編)」を必ず交付し、当金庫の基本情報・取扱商品・ラインナップの考え方等について情報提供を行っています。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページのファンド情報等の掲載</li> <li>投資信託における「重要情報シート(金融事業者編・個別商品編)」を活用した説明</li> </ul>                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>当金庫のホームページに投資信託等にかかる特徴やしくみ、金融商品のリスクやリターン等について掲示するなど、幅広く、丁寧な情報発信に努めています。また、取扱商品の一覧・情報等開示だけでなく、お客さまが金融商品を検討する際に役に立つ情報として、過去の累積リターン、純資産額、分配金の実績等を一覧で掲載しています。</li> <li>企業型DC加入者に向けては、「ろうきんの勤労者の資産形成に係る役割発揮宣言」サイトにて企業年金にかかる取組みを紹介し、iDeCoを検討されるお客さま向けには、「ろうきんiDeCoスペシャルサイト」にてマンガや動画によりわかりやすい情報提供を行っています。また、節税効果について試算ができる「節税シミュレーター」も提供しています。</li> <li>インターネットバンキングを活用してお取引いただくお客さま向けに、専用の操作ガイドブックを作成するとともに、投資信託の専用ヘルプデスクの活用をご案内するなど、丁寧な説明および適切な情報が提供できる体制を整えています。</li> <li>金融商品取引業者を選択するための資料として「重要情報シート(金融事業者編)」、個別の商品のリスクや手数料等の情報を提供するために「重要情報シート(個別商品編)」を作成し、提供することで、金融商品の比較・検討が容易になるよう努めています。</li> </ul> |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人型確定拠出年金(iDeCo)新規契約・投資信託新規買付人数:2,832人</li> <li>顧客ニーズ管理案件登録件数:11,800件</li> <li>適切なフォローアップ手法の確立</li> </ul>                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>職員に対しお客さまの最善の利益を図るための各種研修を実施し、習得した提案手法を実践することで、個人型確定拠出年金(iDeCo)契約・投資信託新規買付人数は、3,415人となりました。</li> <li>お客さまへのお役立ちのため、潜在ニーズを聴き取り、ニーズに寄り添った営業活動を強化し、顧客ニーズ管理案件登録件数は18,807件となりました。</li> <li>職員に対し「預かり資産営業スキルアップ研修」を実施し、そのなかで適切なフォローアップ手法について理解を深めました。会員・利用者に対しては、アフターフォロー研修を含めた各種セミナーを実施しました。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「中国ろうきんブランド確立に向けたしくみ」の全店展開</li> <li>「ろうきんの理念研修」の実施</li> <li>中国ろうきん運動推進アドバイザーによる研修の実施</li> <li>FP資格取得者数の公表</li> <li>適正な営業店評価制度・人事評価の実施</li> <li>適切なフォローアップ手法の確立</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>当金庫のブランドを表す言葉としてコア・バリュー「とことん聴きたい、あなたの想い」を策定し、それを実現させるための「中国ろうきんブランド確立に向けた施策」を全店にてスタートさせました。</li> <li>「ろうきんの理念」を職場内研修の必須テーマとするとともに、「ろうきん運動推進アドバイザー」による研修を実施し「ろうきんの理念」について職員の意識向上を図りました。</li> <li>FP1級資格取得に向けたスキルアップセミナー(全6回)を開催しました。2023年度新たに資格取得した職員数は、FP1級3人、FP2級9人、FP3級13人となっており、2023年度末時点でFP1級取得者数は30人、FP2級資格取得者数は276人、FP3級資格取得者数は340人となっています。</li> <li>お客さまの最善の利益に資する行動の実践を評価するため、営業店評価において「プロセス評価」に係る評価項目を、人事評価において「顧客指向」、「顧客満足の引上げの視点」に係る評価項目を設定しました。</li> <li>職員に対し「預かり資産営業スキルアップ研修」を実施し、そのなかで適切なフォローアップ手法について理解を深めました。</li> </ul>                                                               |

# 内部統制システム整備に関する基本方針（業務の適正を確保するための体制）

内部統制とは、企業目的を達成するために欠かせない仕組みであり、経営者には、内部統制を構築するとともにその有効性と効率性を維持することが求められています。

内部統制システム整備に関する基本方針は、当金庫の業務の適正を確保するため、事業の有効性と効率性の向上、事業体の財務報告の信頼性確保、関連する法令等遵守に向けた体制整備を進めるに当たっての基本的事項を定めたものです。

## 1. 理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 中国労働金庫は、「ろうきんの理念」のもと「事業方針」の中で組織強化に向けた取組みにおいて、「経営の中心にコンプライアンスをおいた態勢を継続し、ガバナンスの一層の強化を図ること」を掲げる。また、この「事業方針」に則り、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つとして位置付け、理事が率先してコンプライアンス態勢の確立に取り組むことを「コンプライアンス基本方針」として定めるとともに、組織として遵守すべき事項と役職員が遵守すべき事項を「行動規範」として定め、これを全役職員に周知し遵守する。また、コンプライアンス態勢についてディスクロージャー誌等により開示する。
- (2) 理事会については「理事会規程」を定め、月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して、理事間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督する。
- (3) 理事の職務執行については、監事会の定める「監事監査基準」に基づき、各監事による監査対象になっている。
- (4) 理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス態勢の構築・維持・向上を図る。
- (5) 内部監査部門として、執行部門から独立した監査部を置くとともに、コンプライアンス統括部門として、リスク統括部コンプライアンス課を設置する。
- (6) 理事は、金庫における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告し、遅延なく理事会に報告する。
- (7) 職員が法令違反その他コンプライアンス上の問題を直接通報することのできる内部通報システムとして、リスク統括部コンプライアンス課・総務統括部人事課・監事・外部機関を情報受領者とする内部通報窓口を設置する。
- (8) 監事は、コンプライアンス態勢に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

## 2. 理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

理事の職務執行に係る情報（総会・理事会・常務会・各種委員会議事録、稟議書など）については、「理事会規程」「常務会規程」各種委員会の規程または「文書取扱要綱」等に基づき作成する。記録文書は、文書種類ごとに定められた期間適切に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 財務の健全性を保ちつつ、適度なリスクを取って必要な範囲で収益性を高める観点から、リスク・アペタイト・フレームワーク（以下、RAFという）を運用するための体制を整える。
- (2) リスク管理体制は、「統合的リスク管理規程」「リスク・アペタイト・ステートメント（以下、RASという）」に定め、統合的リスク管理担当役員および統合的リスク管理責任者を決定するほか、個々のリスクについての管理部署を決定し、リスク状況の検証を行うため、代表理事または担当理事を委員長とする委員会（経営管理委員会、オペレーショナルリスク連絡調整委員会、コンプライアンス委員会、資産査定委員会）を設置し審議内容を常務会に報告するなど、同規程等に従ったリスク管理体制を構築するとともに、ディスクロージャー誌等により開示する。
- (3) 不測の事態が発生した場合の対応としては、「危機管理基本規程」に基づき、理事長を本部長とする危機管理総合対策本部を設置して迅速な対応を行い、損失の拡大を最小限に止める体制を整える。
- (4) 反社会的勢力による被害を防止するため、一元的な管理態勢を構築し、万一反社会的勢力による不当な要求を受けた場合に備え、適切な対応を行うための規程等を整備し、これを全役職員に周知する。
- (5) 適正な利益相反管理の遂行のため、リスク統括部コンプライアンス課を利益相反管理統括部署とし、利益相反管理に係る当金庫全体の情報を集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的にを行い、その記録を保存する。

## 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、理事会を原則として月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営方針および経営戦略にかかわる重要事項については、事前に理事長、副理事長、専務理事、常務理事および常勤理事からなる常務会において議論を行い、その審議を経て理事会において執行決定を行う。
- (2) 理事会の決定に基づく業務執行については、「代表理事会議規程」「常務会規程」「業務組織規程」および「職務権限規程」において、それぞれの責任、執行手続きの詳細について定める。

## 5.当金庫およびその子会社からなる集団(以下、「当金庫グループ」という。)における業務の適正を確保するための体制

- (1)理事会は、当金庫グループにおける業務の適正を確保するための体制を構築する。
- (2)当金庫およびその子会社間で定期協議を実施し、情報の共有化が効率的に行われる体制を構築する。また、子会社に対して金庫としての経営方針を伝達するとともに子会社経営を管理する。
- (3)監査部は、当金庫グループの監査を定期的の実施し、監査結果を理事会に報告する。
- (4)当金庫は、「統合的リスク管理規程」において当金庫グループのリスク管理体制を定め、その統括部署をリスク統括部統合リスク管理課とし、当金庫グループ全体のリスクを統括的に管理する。また、子会社に対するリスク管理担当部署を総務統括部総務課とし、子会社におけるリスク管理の状況について、定期的に経営管理委員会に報告する。
- (5)不測の事態が発生した場合の対応としては、「危機管理基本規程」に基づき、理事長を本部長とする危機管理総合対策本部を設置して迅速な対応を行い、当金庫グループ全体の損失の拡大を最小限に止める体制を整える。
- (6)子会社の「コンプライアンス・プログラム」策定にも当金庫が関与し、その実施状況について定期的に報告を受ける。
- (7)反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、反社会的勢力に関する情報を当金庫グループ内で共有し、統括部署であるリスク統括部コンプライアンス課で一元管理する。

## 6.監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

金庫は、監事の職務を補助するため、職員から監事会事務局に必要な能力を備えた専任の補助職員を任命する。

## 7.前号の職員の理事からの独立性および当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)補助職員は、監事の指揮命令に基づき職務の執行を行うこととし、監事以外からの指揮命令を受けないものとする。また、補助職員の人事異動、人事評価、懲戒処分等については、監事会の同意を得ることとする。
- (2)補助職員は、監事の指示により、必要な会議へ出席する等の調査や情報収集を行うことができるものとする。

## 8.当金庫グループの役員および使用人が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

- (1)当金庫グループの役員および使用人は、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項について、速やかに監事に報告する。
- (2)監事は、理事会に出席するとともに、常務会、経営管理委員会およびコンプライアンス委員会等重要な会議に出席し、意見を述べる事が出来る。  
また、前記にかかわらず、監事はいつでも必要に応じて当金庫グループの役員および使用人に対して報告を求めることができる。
- (3)当金庫グループの役員および使用人は、職務の執行状況等について、監事からの報告を求められた場合、速やかに適切な報告を行う。

## 9.監事へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監事へ報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けることを禁止し、「内部通報に関する規程」を定める。

## 10.監事の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監事がその職務の執行について、当金庫に対して費用等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監事の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

## 11.その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

理事と監事は、定期的に意見交換を行い、双方の意思疎通を通じて監査の実効性を高めるよう努力する。

# 顧客保護等管理態勢

## 1. プライバシー・ポリシー (個人情報保護方針)

中国労働金庫(以下「当金庫」という)は、高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、以下の方針に基づきお客さまの個人情報の保護に努めます。

なお、「個人番号」および「特定個人情報」の取扱いについては、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」をご覧ください。

### (1) 個人情報の取得について

当金庫は、お客さまとのお取引やサービスを提供するため、適法かつ公正な手段によって、お客さまの個人情報をお預かりいたします。

### (2) 個人情報の利用について

- ① 当金庫は、お客さまの個人情報を、公表している利用目的あるいは取得の際にお示した利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。
- ② 当金庫は、お客さまが所属する会員団体との間で、お客さまの個人情報を共用させていただいております。
- ③ 当金庫は、お客さまの個人情報の取扱いを外部に委託することがあります。委託する場合には、当該委託先について厳正な調査を行ったうえ、お客さまの個人情報が安全に管理されるよう適切な監督を行います。
- ④ 当金庫は、法令で定める場合を除き、お預かりした個人情報をお客さまの同意がない第三者へ提供・開示いたしません。

### (3) 個人情報の管理について

当金庫は、お客さまの個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい・不正アクセスなどを防止するため、セキュリティ対策を講じて適正に管理いたします。

### (4) 個人情報の開示・訂正・利用停止等について

お客さまが、ご自身の個人情報について、内容の開示・訂正・利用停止等を求められる場合は、お取引店または当金庫窓口(下記に記載のお問い合わせ先)までご連絡ください。

### (5) 個人情報保護の維持・改善について

当金庫は、個人情報管理責任者を置き、お客さまの個人情報が適正に取扱われるよう、従業者への教育を徹底し、適正な取扱いが行われるように点検すると同時に、個人情報保護の取組みを適宜見直し改善いたします。

### (6) 個人情報等の法令等の遵守について

当金庫は、個人情報保護法などの法令等を遵守して、お客さまの個人情報を取扱いいたします。

### (7) お問い合わせ・苦情の窓口について

当金庫の個人情報の取扱いに関するお問い合わせ・苦情は、お取引店または下記お問い合わせ先にお申出ください。

＜お問い合わせ先＞ 広島市南区稻荷町1番14号 中国労働金庫リスク統括部＜ろうきん相談室＞  
TEL:0120-801-284 受付時間:平日9:00～17:00  
ただし、12月31日～1月3日、5月3～5日、および祝日・振替休日・国民の休日を除きます。  
FAX:082-261-8177 E-mail:riskkanri@chugoku.rokin.or.jp

## 2. 特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

中国労働金庫(以下「当金庫」という)は、個人番号および特定個人情報(以下「特定個人情報等」という)保護の重要性を認識し、その適正な取扱いの確保について組織として取組むため、以下の方針に基づきお客さまの特定個人情報等の保護に努めます。

### (1) 事業者の名称

中国労働金庫

### (2) 関係法令、ガイドライン等の遵守

当金庫は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」および「(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」等を遵守して、特定個人情報等の適正な取扱いを行います。

### (3) 安全管理措置に関する事項

当金庫は、お客さまの特定個人情報等について、漏えい、滅失またはき損の防止等、その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、特定個人情報等を取扱う従業者や委託先(再委託先等を含みます)に対して、必要かつ適切な監督を行います。

### (4) お問い合わせ・苦情の窓口

特定個人情報等に関するお問い合わせ・苦情は、お取引店または下記お問い合わせ先にお申出ください。

＜お問い合わせ先＞ 広島市南区稻荷町1番14号 中国労働金庫リスク統括部＜ろうきん相談室＞  
TEL:0120-801-284 受付時間:平日9:00～17:00  
ただし、12月31日～1月3日、5月3～5日、および祝日・振替休日・国民の休日を除きます。  
FAX:082-261-8177 E-mail:riskkanri@chugoku.rokin.or.jp

なお、お客さまの個人情報の取扱いについて、「個人情報の保護に関する法律」にもとづく当金庫のプライバシー・ポリシー(個人情報保護方針)もご覧ください。

# 利益相反管理方針の概要

すべてのお客さまは平等に利益・サービスを楽しむことができ、お客さまの不利益のもと当金庫が利益を得たり、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、当金庫では「利益相反管理方針」を定め、公表するとともに、適切な管理体制を整備しています。

(注)「利益相反管理方針」は、当金庫ホームページに掲載しています。(https://www.chugoku.rokin.or.jp/)

## 苦情等への対応 (金融ADR制度への対応について)

### 1. 苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申出に、公正かつ的確に対応するため、業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に、本店・営業店・ローンセンター・代理店(電話番号は、57～58ページ参照)または、お客さま相談窓口(電話:0120-86-3760・平日9時～18時)にお申し出ください。

なお、土曜日・日曜日、祝日・振替休日および12/31～1/3は休業とさせていただきます。

### 2. 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、全国労働金庫協会ろうきん相談所(金庫営業日9時～17時、電話:0120-177-288)にお申出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等への利用申込に関する手続きについてご案内いたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京都以外の地域の方々からの申立てについて、当事者のご希望を伺ったうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める次の方法も用意しています。

①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人がテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

(注)移管調停、現地調停は、すべての弁護士会で実施しているわけではありませんので、ご注意ください。実際に実施している弁護士会名や具体的な手続については、東京三弁護士会の各仲裁センター等、当金庫の苦情・相談窓口および「ろうきん相談所」にお問い合わせください。

くわしくは当金庫ホームページ(https://www.chugoku.rokin.or.jp/)をご確認ください。

## 政治的中立に係わる方針

労働金庫法第5条第3項において「金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。」と政治的中立の原則が定められています。

当金庫は、労働金庫法第5条第3項に定められた政治的中立の原則を遵守するため、「政治的中立に係わる基準」を制定し、全役職員に周知徹底しています。社会的責任と公共的使命を十分に自覚し、業務を遂行してまいります。

## 反社会的勢力による被害の防止について

2007年6月に政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」において、企業は契約書や取引約款に『暴力団排除条項』を導入することが求められており、また、金融庁の「監督指針」においても『暴力団排除条項』の導入により反社会的勢力が金融機関の取引先となることを防止することが必要とされています。

当金庫では、2010年7月20日より各種規定・新規申込書・契約書等に『暴力団排除条項』を導入し、預金口座の開設時など取引のお申込みの際に、お客さまが反社会的勢力には該当しないことを表明し確約していただくこととしています。

これにより、取引開始後に、申込時の表明確約が虚偽申告であった場合や反社会的勢力に該当することが判明した場合等には、取引を停止し、または取引を解約させていただくこととなります。

### 反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、反社会的勢力との関係を遮断する取組を推進していくことが、金融機関の公共的使命と社会的責任の観点から不可欠であるとの認識のもと、お客さまの信頼を得られるよう、また、業務の適切性および健全性を確保するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を制定しています。※「反社会的勢力に対する基本方針」は、当金庫ホームページに掲載しています。(https://www.chugoku.rokin.or.jp/)



### 3.お問い合わせ・相談先

本件について、ご相談やご不明な点等がございましたら、当金庫の営業店およびローンセンターの「生活支援緊急相談窓口」のほか、次の「金融円滑化相談ダイヤル」までお申出ください。

中国労働金庫融資統括部<融資管理課>

《金融円滑化相談ダイヤル》  **0120-007-537**

受付時間 平日 9:00~17:00  
※ただし、12月31日~1月3日、5月3日~5日、  
および祝日・振替休日・国民の休日を除きます。

### 4.貸付条件変更等にかかる苦情受付

住宅ローン等貸付条件変更にかかる苦情は、次の「金融円滑化苦情ダイヤル」までお申出ください。

中国労働金庫リスク統括部<ろうきん相談室>

《金融円滑化苦情ダイヤル》  **0120-801-284**

受付時間 平日 9:00~17:00  
※ただし、12月31日~1月3日、5月3日~5日、  
および祝日・振替休日・国民の休日を除きます。

## 債務者が住宅資金借入者である場合の申込状況

#### (1) 貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(単位:百万円)

|                          | 2014年<br>3月末 | 2015年<br>3月末 | 2016年<br>3月末 | 2017年<br>3月末 | 2018年<br>3月末 | 2019年<br>3月末 | 2020年<br>3月末 | 2021年<br>3月末 | 2022年<br>3月末 | 2023年<br>3月末 | 2024年<br>3月末 |
|--------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額 | 709          | 1,506        | 1,958        | 2,375        | 2,550        | 2,903        | 3,176        | 7,194        | 9,285        | 10,203       | 10,966       |
| うち、実行に係る貸付債権の額           | 449          | 885          | 1,216        | 1,531        | 1,687        | 2,020        | 2,281        | 5,959        | 7,896        | 8,842        | 9,488        |
| うち、謝絶に係る貸付債権の額           | 0            | 0            | 0            | 0            | 0            | 0            | 0            | 0            | 0            | 0            | 0            |
| うち、審査中の貸付債権の額            | 61           | 158          | 51           | 23           | 12           | 0            | 0            | 176          | 118          | 44           | 60           |
| うち、取下げに係る貸付債権の額          | 199          | 463          | 690          | 820          | 851          | 883          | 895          | 1,057        | 1,270        | 1,316        | 1,417        |

#### (2) 貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(単位:件)

|                          | 2014年<br>3月末 | 2015年<br>3月末 | 2016年<br>3月末 | 2017年<br>3月末 | 2018年<br>3月末 | 2019年<br>3月末 | 2020年<br>3月末 | 2021年<br>3月末 | 2022年<br>3月末 | 2023年<br>3月末 | 2024年<br>3月末 |
|--------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 | 57           | 112          | 158          | 190          | 200          | 224          | 242          | 439          | 547          | 593          | 629          |
| うち、実行に係る貸付債権の数           | 42           | 76           | 104          | 130          | 137          | 159          | 176          | 357          | 456          | 504          | 534          |
| うち、謝絶に係る貸付債権の数           | 0            | 0            | 0            | 0            | 0            | 0            | 0            | 0            | 0            | 0            | 0            |
| うち、審査中の貸付債権の数            | 4            | 9            | 4            | 1            | 1            | 0            | 0            | 8            | 5            | 1            | 2            |
| うち、取下げに係る貸付債権の数          | 11           | 27           | 50           | 59           | 62           | 65           | 66           | 74           | 86           | 88           | 93           |

# ろうきん助け合い制度

〈ろうきん〉の原点である「助け合いの精神」に基づき、2006年度より会員勤労者およびその家族を守り、地域社会に貢献する諸施策の充実を目的として実施しております。

個別具体策の内容および2023年度の利用実績は以下のとおりです。

## 1.「生活支援策」の利用実績

### 新規利用実績

| (単位:件、千円)     |     |         |
|---------------|-----|---------|
| 商品・制度         | 件 数 | 金 額     |
| 生活・雇用応援ローン    | 0   | 0       |
| 勤労者生活支援特別融資制度 | 318 | 386,350 |
| 求職者支援資金融資制度   | 7   | 1,450   |
| 生活支援緊急ローン     | 0   | 0       |
| 技能者育成資金融資制度   | 3   | 3,850   |
| 合 計           | 328 | 391,650 |

### 勤労者生活支援特別融資制度利用状況(既往者条件変更分)

| (単位:件、千円) |     |         |
|-----------|-----|---------|
| 内 容       | 件 数 | 金 額     |
| 元金返済据置    | 33  | 537,359 |
| 返済期間延長    | 12  | 72,048  |
| 合 計       | 45  | 609,407 |

| 商品・制度         | お使いみち・特長                                                                                                                                      |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生活・雇用応援ローン    | 企業の雇用調整等により給与収入が減少した方に対し、当面の生計を支援する生活資金の融資として、収入減少分の補填資金を月々分割してご融資し、普通預金口座へ振り込みます(会員の構成員の方のみご利用いただけます)。                                       |
| 勤労者生活支援特別融資制度 | 勤務先企業の合理化、倒産等により収入の減少または離職した場合、あるいは自然災害や感染症拡大等の影響により収入の減少や離職、自宅家屋等が被害を受けた際の修繕費用等の生活再建費用が増加した場合に、返済条件の見直しや住宅ローンの借換融資または生活資金としてご融資します。          |
| 求職者支援資金融資制度   | 雇用保険を受給できない方のうち、職業訓練受講中に支払われる給付金のみでは生活費が不足する方に対して、円滑な職業訓練、再就職をするために必要な資金をご融資します。なお、利用対象の審査等はハローワークで行われますので、まずはハローワークにご相談ください。                 |
| 生活支援緊急ローン     | 勤務先企業の業績悪化等もしくは自然災害による収入減少、または勤務先企業倒産やリストラもしくは自然災害により離職した会員の構成員もしくは構成員であった方で、勤労者生活支援特別融資制度を利用することができない方に、生活資金をご融資します(ろうきん友の会賛助会員の融資取引者を含みます)。 |
| 技能者育成資金融資制度   | 経済的な理由により職業能力開発大学校および公共職業能力開発施設の行う職業訓練を受けることが困難な方に対し、経済的な負担の軽減を図ることで職業訓練の受講を容易にするため、授業料等に充てる資金をご融資します。                                        |

## 2.「助け合い制度」具体策の利用実績

### (1)「リトライ融資制度」の利用状況

(単位:件、千円)

| 商 品             | 件 数 | 新規実行金額  |
|-----------------|-----|---------|
| カーライフローン        | 24  | 62,720  |
| 教育ローン           | 18  | 37,707  |
| 無担保住宅ローン        | 5   | 10,370  |
| カードローン          | 37  | —       |
| 有担保住宅ローン        | 20  | 729,060 |
| その他(自治体提携ローンなど) | 6   | 11,360  |
| 合 計             | 110 | 851,217 |

### (2) 安心パック保証制度利用状況

(単位:件、千円)

| 商 品           | 件 数 | 金 額     |
|---------------|-----|---------|
| カーライフローン      | 62  | 179,050 |
| 教育ローン         | 10  | 24,600  |
| 無担保住宅ローン      | 2   | 4,140   |
| 安心パック専用フリーローン | 18  | 5,110   |
| 合 計           | 92  | 212,900 |

### (3) 多重債務の整理について (相談体制・融資制度)

多重債務に陥った組合員とご家族の生活再建を目的に、負債整理融資制度による借換えのほか、法的手続き等、さまざまな手段について検討を重ねて解決方針を決定するとともに、生活改善を通じた再発防止についても相談者とともに取り組んでいます。

#### ①相談受付件数

(単位:件)

| 件 数 |
|-----|
| 110 |

#### ②法的整理状況

(単位:件)

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 法的整理による救済措置の手続きをとった案件 | 21 |
| 任意整理                  | 3  |
| 特定調停                  | 0  |
| 個人再生                  | 12 |
| 自己破産                  | 6  |

(注) 過年度相談分を含む。

#### ③借換ローンの実行状況

(単位:件、千円)

| 商 品             | 件 数 | 金 額     |
|-----------------|-----|---------|
| おまとめローン(債務整理扱い) | 33  | 156,660 |
| 有担保負債整理ローン      | 5   | 117,850 |
| 合 計             | 38  | 274,510 |

(注) 過年度相談分を含む。

### (4) 育児休業・介護休業期間中の元金据置制度利用状況

(単位:件、千円)

| 件 数 | 利用残高    |
|-----|---------|
| 19  | 513,780 |

### (5) 福祉ローン

育児・介護休業期間中の育児・介護資金や医療費にかかる資金等にご利用いただけます。

(単位:件、千円)

| 新規利用実績 |        | 利用残高 |        |
|--------|--------|------|--------|
| 件 数    | 金 額    | 件 数  | 金 額    |
| 43     | 51,500 | 51   | 43,410 |

### (6) 災害救援ローン

災害で被災された方の、家財購入費や生活資金等にご利用いただけます。

(単位:件、千円)

| 新規利用実績 |        | 利用残高 |         |
|--------|--------|------|---------|
| 件 数    | 金 額    | 件 数  | 金 額     |
| 12     | 43,110 | 193  | 978,074 |

# 社会的責任と貢献活動

## 地域社会への貢献をめざして

当金庫は、「人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与する」と定めたろうきんの理念を実現するために、地域や社会への幅広い貢献活動を展開しています。

### 1. 自然災害に係る取組み

自然災害(地震・台風・大雨・大雪等)により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申しあげるとともに、一日も早い被災地の復興を心からお祈り申しあげます。

〈中国ろうきん〉では、復興に向けた支援として、以下のとおり対応させていただいています。

#### 義援金振込手数料の免除

会員団体および広く一般に災害義援金を募っている団体等の要請に基づき、全国の労働金庫に開設した口座へ義援金を送る場合の振込手数料を免除扱いとしています。

#### 「災害救援ローン」の取扱い

被災による家財道具の購入費や車両の買替・修繕資金、災害復旧に要するその他の生活資金をはじめ、被災住宅の修理・改修等の復旧工事費用にご利用いただけるローンを取扱っています。

#### 「災害救援ローン」の概要(2024年7月1日現在)

|      |                                                                                                                                                              |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者  | 当金庫の取引資格を満たす方。                                                                                                                                               |
| 資金使途 | ご本人または3親等以内のご親族のための<br>①生活資金<br>被災による家財道具購入費、被災による傷病の入院・治療費、被災した車両の買替・修繕費用、災害復旧に要するその他生活資金、および災害時の当座の生活資金<br>②住宅資金<br>被災住宅の修理・改修等の復旧工事費、災害による住宅の建替費・代替住宅の購入費 |
| 貸出金額 | 【無担保】 資金使途①は最高 1,000万円<br>資金使途②は最高 2,000万円<br>【有担保】 最高 1億円<br>※無担保融資の場合、公的年金を主たる収入とされる方は200万円を上限とし、かつ年間の支給額の範囲内とします。                                         |
| 貸出期間 | 【無担保】 資金使途①は10年以内<br>資金使途②は25年以内<br>【有担保】 40年以内<br>※上記返済期間内で当初1年以内の元金据置(利息払)がご覧いただけます。なお、元金据置期間は返済期間に含まれます。                                                  |
| 担保   | 【無担保】不要<br>【有担保】原則として融資対象物件(不動産)に第1順位の抵当権を設定します。                                                                                                             |

## 2.〈ろうきん〉をご利用いただくことで社会に貢献できるしくみ

2012年度より、〈ろうきん〉の存在意義を会員・利用者の皆さまと共有していくことを目的に、〈ろうきん〉をご利用いただくことで社会貢献団体の行う活動を間接的にサポートしていただくことのできる施策を実施してきました。

- ・教育関連資金、カードローン、預かり資産(男性)の取引実績に応じた寄付
- ・お子さま預金、ドレミ協奏曲、預かり資産(女性)の取引実績に応じた寄付
- ・会員セミナー開催回数に応じた寄付

2023年度は鳥取・島根・岡山・広島・山口の「いのちの電話」を寄付先とし「教育関連資金、カードローン、預かり資産(男性)の取引実績」に応じて、1,764,400円を寄付しました。また、「お子さま預金、ドレミ協奏曲、預かり資産(女性)の取引実績」に応じて「ほほえみ基金」へ、300,100円を寄付しました。「会員セミナー開催回数」に応じて中国5県の社会貢献団体へ寄付する制度については、1,278,000円を寄付しました。

(注) いずれもお客さまのご負担なく社会貢献につながる取組みです。

## 3.NPOへの支援

### 「中国ろうきんNPO寄付システム」

寄付者であるお客さまと地域社会の課題に取り組むNPOを結ぶ「NPO寄付システム」(寄付は毎月100円からの口座振替・手数料不要。)を継続して提供しました。

口座振替による寄付を通じて社会貢献に参加するNPO寄付システムにより、2023年度は4,271,124円の寄付をいただきました。集まった寄付金から、運営団体である各県NPO中間支援団体で審査選考された63団体に、合計3,640,000円が配分されました。



## 4.地域社会の活性化に関する取組み

### 「家計の見直し運動」の取組み

生活応援運動の一環として、可処分所得の向上、「助け合い制度」の周知、多重債務の未然防止を目的に、労福協、推進機構、こくみん共済 coopと連携し、家計の見直し運動を展開しました。

2023年度は各県の労福協ニュースに「家計の見直し運動」について寄稿するなど、労福協中国ブロックと連携して取り組みました。

### 「高校生のための消費者講座」への講師派遣

2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられ、消費者教育の必要性がより高まっている中、未成年者に対する消費者教育の一環として、中国4県の労働者福祉協議会および広島県労働会館が主催する「高校生のための消費者講座」へ職員を講師として派遣しました。

2023年度は中国5県で36校へ講師派遣を行い、3,531名を対象に、悪質商法等による消費者トラブルの未然防止、ローンやクレジットの上手な利用法などの学習、啓発活動に努めました。



### 「確定申告書作成セミナー」

退職者や中国ろうきん友の会会員のみなさまを対象として、毎年「確定申告書作成セミナー」を開催しています。2023年度は、18地区272名にご参加いただきました。中国税理士会所属の税理士の指導により、それぞれご自身の確定申告書を作成されました。

## 5.環境保護の取組み

### 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」への賛同

当金庫は、「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」(以下、金融行動原則という)に賛同し、署名いたしました。

金融行動原則は、地球の未来を憂い、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たしたいと考える金融機関の行動指針として、国内の幅広い金融機関が参加した起草委員会によって、自主的に策定されたものです。

「ろうきんの理念」に「会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与することを目的とします。」と掲げ、各種環境保護の取組みを進めております。

当金庫は、持続可能な社会の形成に向けて金融機関としての責任と役割を果たすため、今後も金融行動原則の趣旨に基づく取組みを推進してまいります。

### 【金融行動原則】

1. 自らが果たすべき責任と役割を認識し、予防的アプローチの視点も踏まえ、それぞれの事業を通じ持続可能な社会の形成に向けた最善の取組みを推進する。
2. 環境産業に代表される「持続可能な社会の形成に寄与する産業」の発展と競争力の向上に資する金融商品・サービスの開発・提供を通じ、持続可能なグローバル社会の形成に貢献する。
3. 地域の振興と持続可能性の向上の視点に立ち、中小企業などの環境配慮や市民の環境意識の向上、災害への備えやコミュニティ活動をサポートする。
4. 持続可能な社会の形成には、多様なステークホルダーが連携することが重要と認識し、かかる取組みに自ら参画するだけでなく主体的な役割を担うよう努める。
5. 環境関連法規の遵守にとどまらず、省資源・省エネルギー等の環境負荷の軽減に積極的に取組み、サプライヤーにも働き掛けるように努める。
6. 社会の持続可能性を高める活動が経営的な課題であると認識するとともに、取組みの情報開示に努める。
7. 上記の取組みを日常業務において積極的に実践するために、環境や社会の問題に対する自社の役職員の意識向上を図る。

### ○環境取組みと実績

今後も以下の「環境理念・環境方針」に則り、環境保全の取組みを継続します。

#### 【環境理念】

「中国ろうきんは、人々が未来にわたり、喜びを持って、共生できる自然と調和した社会を実現するため、全役職員が環境に対する高い意識を持ち、地球環境の保全活動に会員、地域の皆さまとともに積極的かつ継続的に取組みます。」

#### 【環境方針】

1. 環境保全に関する諸法令を遵守するとともに、省エネルギー・省資源等の活動を推進して環境負荷低減に努めます。
2. 環境保全に配慮した商品・サービスを提供し、お客さまによる環境保全活動を支援します。
3. 環境活動の実施状況を広報誌(R・ism)および金庫ホームページにて公表します。
4. 環境活動の実施状況を庫内で共有し、役職員の環境問題に対する意識向上を図ります。

#### 【環境活動の具体策】

##### (1) 数値目標を掲げる活動

電力消費量は、過去3年度実績の平均値(3,125,354kWh)以下を目標とする。

ガソリン消費量は、「エコアクション21」認証返上時(2017年度)の消費量を基準に、1%削減(133,360L以下)することを目標とする。

結果については内外へ通知・公表し、活動の点検と改善を促進する。

##### ① 電力消費の抑制

クールビズ・ウォームビズの励行や日常の節電の取組みをすすめることにより、電力使用量を抑制する。

##### ② ガソリン消費の抑制

エコドライブの励行によりガソリン使用量を抑制する。

##### (2) 環境施策の周知活動

##### ① 環境保全に配慮した商品・サービス

広告ツールを活用し、環境保全に配慮した融資商品・サービスの提供を通じて金利優遇が受けられることを周知する。

##### ② NPO寄付システム

社会貢献活動およびNPO寄付システムを周知する広告を作成し、日常的な周知活動での使用のみならず、「ろうきん森の学校フェスティバル」など、自然環境にかかるイベントにて積極的に活用する。また、NPO寄付システムを広く周知するとともに、「環境保全」分野の活動に取組むNPO団体への支援拡大を図る。

##### ③ ESG債への投資実績

持続可能な社会の実現への貢献をめざし、環境問題への取組みを目的としたESG債(グリーンボンド)への投資を行った際は、金庫ホームページにて周知する。

##### (3) 環境問題に対する意識向上

SDGsに向けた取組みの具体策である労金職員へのSDGs教育を通じて、環境問題に関する学習機会を設定し、役職員の環境問題に対する意識向上を図る。

### 【環境目標達成状況(2023年度)】

電力・ガソリン消費の抑制:達成

全店の役職員に省エネルギーの取組みが定着し、数値目標を達成した。

## ろうきん森の学校

「ろうきん森の学校」は、2005年度から労働金庫連合会の50周年記念社会貢献活動として、豊かな森の再生と環境問題に取り組む人材育成を柱に、全国3地区（福島、富士山、広島）で活動を展開しています。2015年度からは新たに2地区（新潟・岐阜）を増設し、合計5地区で、「森を育む」、「人を育む」、「森で遊ぶ」を柱に事業を展開し、「森づくり」から始まる「人づくり・地域づくり」につなげる環境教育事業をさらに発展させています。当金庫では「ろうきん森の学校」（広島地区）の地元金庫として地区連絡協議会に参加し、支援を行っています。



## 6.仕事と子育ての両立支援

仕事と子育ての両立支援に向けて積極的に取り組む「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受け、2023年2月に「くるみんマーク」（2回目）を取得しました。

### 【2023年度 実績】

- 育児休業等を取得した男性職員の割合 ……62.5%
- 育児休業等および育児目的休暇を取得した男性職員の割合 …87.5%



## 7.女性職員のさらなる活躍にむけた職場環境づくり

女性の活躍推進に関する取組みの実施状況が優良な企業として厚生労働大臣の認定を受け、2020年11月に「女性活躍に基づく認定マーク（えるぼし）」（2段階目）を取得しました。

### 【2023年度 実績】

#### (1) 女性の割合

- 職員に占める女性職員の割合 ……52.8%
- 係長職に占める女性職員の割合 ……35.5%
- 管理職に占める女性職員の割合 ……22.4%
- 役員に占める女性の割合 ……0%



#### (2) 男女の賃金の差異

| 区分         | 男女の賃金の差異<br>(男性の賃金に対する<br>女性の賃金の割合) |
|------------|-------------------------------------|
| 全労働者       | 67.6%                               |
| うち正規雇用労働者  | 68.2%                               |
| うち非正規雇用労働者 | 63.7%                               |

(注1) 対象期間：2023事業年度（2023年4月1日～2024年3月31日）  
(注2) 正規雇用労働者とは、正職員、無期雇用の嘱託職員および契約職員のことをいいます。  
(注3) 非正規雇用労働者とは、有期雇用の嘱託職員および契約職員のことをいいます。  
※いずれの職員も金庫外への出向者を除きます。  
(注4) 賃金：通勤手当・退職金を除く。

#### (補足説明)

- ・集計のルール上、正規労働者の集計には正職員の他に無期雇用の嘱託職員および契約職員が含まれています。契約職員は女性の比率が92.9%と高く、雇用形態の違いが賃金差の要因となっています。また、女性管理職の割合が男性より低いことや、女性の勤続年数が男性よりも短いことも、男女の賃金差異の要因となっています。
- ・女性のキャリアアップやリーダーシップに資する研修を実施すること等により、女性が長く活躍できる環境の構築を図ります。

#### (3) 男女の平均勤続勤務年数の差異

### 【2023年度 実績】

- 平均勤続勤務年数の男女比（正規雇用労働者） ……72.8%
- (注) 正規雇用労働者とは、正職員、無期雇用の嘱託職員および契約職員のことをいいます。

## 8.健康経営の推進

当金庫は、経済産業省と日本健康会議が共同で選定する【健康経営優良法人2024（大規模法人部門）】に認定されました。

健康経営優良法人認定制度は、地域の健康課題に即した取組みや日本健康会議が進める健康増進の取組みをもとに、特に優良な健康経営を実践している法人を顕彰する制度です。

引き続き職員が健康で安心して働き続けることができる職場環境に向けた取組みを行ってまいります。



# 2023年度ろうきん運動推進表彰

「ろうきん運動推進表彰制度」は、営業店推進委員会と会員が一体となった推進展開を強化し、ろうきん運動の活性化と発展に資することを目的としています。

2023年度は、預金・融資取引やろうきん運動の拡大で貢献度の高い営業店推進委員会および会員を右記のとおり選定いたしました。営業店推進委員会、会員のみなさまのご協力に感謝を申しあげるとともに、ろうきん運動のよりいっそうの推進強化を図っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## ろうきん運動推進表彰制度の内容

営業店推進委員会部門、会員推進部門、ろうきん友の会部門の3部門とし、営業店推進委員会部門は10推進委員会を、会員推進部門は店舗区分の大規模店(13店)3会員、中規模店(12店)2会員、小規模店(13店)1会員(計76会員)を、ろうきん友の会部門は項目別に1会員を選定し表彰します。

## 対象会員

営業店推進委員会部門は全営業店推進委員会、会員推進部門は全会員、ろうきん友の会部門は全地区ろうきん友の会を対象とします。

## 表彰基準

### (1) 営業店推進委員会部門

営業店での推進にかかる項目を選定して表彰基準とします。ただし、項目については、年度ごとに見直しを行います。なお、2023年度の選定項目は次の8項目とし評価総合点により上位10位までの営業店推進委員会を表彰することとしておりましたが、全項目を達成した営業店推進委員会が25推進委員会あった為、25推進委員会を表彰します。

- 無担保融資(証書貸付)新規実行額目標達成率
- 個人型確定拠出年金(iDeCo)新規契約・投資信託新規買付人数目標達成率
- 積立性預金新規契約件数目標達成率
- 給与振込指定者目標達成率
- 会員推進委員会の設置
- 推進委員会ニュースの発行
- 推進委員会(役員)との帯同による会員オルグ
- 推進委員会(店全体会議)参加率向上

### (2) 会員推進部門

預金・融資の利用拡大のほか、「一時金預金運動」・「助け合いプラン『安心パック』」・「積立性預金の取組み」・「家計の見直し運動」・「若年層の取組み」・「退職金受入の取組み」・「確定拠出年金の取組み」・「店独自取組み」等において顕著な取組みがあった会員を表彰対象とし、営業店推進委員会または営業店推進幹事会の推薦会員を表彰します。

### (3) ろうきん友の会部門

営業店での友の会活動推進にかかる項目を選定して表彰基準とします。ただし、項目については、年度ごとに見直しを行います。なお、2023年度の選定項目は次の2項目とし、それぞれ1位の地区友の会を中国ろうきん友の会の確認のもと表彰します。

- 個人預金会員増加率(前年度末の預金残高からの増加率)
- 公的年金受給口座指定者数増加率(前年度末の口座指定者数割合の増加率)

## — 営業店推進委員会部門 —

| 営業店   | 推進委員会名     |
|-------|------------|
| 倉吉支店  | 倉吉支店推進委員会  |
| 安来支店  | 安来支店推進委員会  |
| 出雲支店  | 出雲支店推進委員会  |
| 浜田支店  | 浜田支店推進委員会  |
| 益田支店  | 益田支店推進委員会  |
| 雲南支店  | 雲南支店推進委員会  |
| 岡山支店  | 岡山支店推進委員会  |
| 岡山東支店 | 岡山東支店推進委員会 |
| 玉野支店  | 玉野支店推進委員会  |
| 岡山西支店 | 岡山西支店推進委員会 |
| 倉敷支店  | 倉敷支店推進委員会  |
| 津山支店  | 津山支店推進委員会  |
| 備中支店  | 備中支店推進委員会  |

| 営業店   | 推進委員会名     |
|-------|------------|
| 水島支店  | 水島支店推進委員会  |
| 広島東支店 | 広島東支店推進委員会 |
| 呉支店   | 呉支店推進委員会   |
| 広島西支店 | 広島西支店推進委員会 |
| 西条支店  | 西条支店推進委員会  |
| 鋼管町支店 | 鋼管町支店推進委員会 |
| 岩国支店  | 岩国支店推進委員会  |
| 下松支店  | 下松支店推進委員会  |
| 徳山支店  | 徳山支店推進委員会  |
| 防府支店  | 防府支店推進委員会  |
| 下関支店  | 下関支店推進委員会  |
| 萩支店   | 萩支店推進委員会   |

## — 会員推進部門 —

| 営業店   | 会員名                    |
|-------|------------------------|
| 松江支店  | 松江保健生協労働組合             |
| 松江支店  | パナソニックインダストリー労働組合松江支部  |
| 松江支店  | リョーノファクトリー労働組合         |
| 安来支店  | テクノ会                   |
| 出雲支店  | 出雲市職員連合労働組合            |
| 出雲支店  | 帝人コードレ労働組合             |
| 浜田支店  | 中国電力労働組合浜田支部           |
| 益田支店  | 津和野町職員組合               |
| 鳥取支店  | 鳥取市立病院労働組合             |
| 鳥取支店  | 鳥取ガス労働組合               |
| 鳥取支店  | 岩美町職員労働組合              |
| 倉吉支店  | 日本原子力研究開発労働組合人形峠支部     |
| 倉吉支店  | 倉吉市職員労働組合              |
| 米子支店  | 境港市職員労働組合              |
| 米子支店  | 全国一般鳥取地方労働組合米子松蔭高等学校支部 |
| 米子支店  | NX境港物流労働組合             |
| 雲南支店  | 雲南市・飯南町事務組合職員労働組合      |
| 岡山支店  | 両備オールユニティ労働組合          |
| 岡山東支店 | 山陽電研労働組合               |
| 岡山東支店 | 黒崎播磨労働組合備前支部           |
| 玉野支店  | 三井E&S労働組合連合会岡山地方支部     |
| 岡山西支店 | JAMヤンマーアグリ労働組合岡山支部     |
| 岡山西支店 | 小橋工業労働組合               |
| 岡山西支店 | ヤマト運輸労働組合岡山支部          |
| 倉敷支店  | 倉敷化工労働組合               |
| 倉敷支店  | 住友重機械労働組合連合会玉島・関西地方本部  |
| 倉敷支店  | 丸五ゴム工業労働組合             |
| 津山支店  | デンソー勝山労働組合             |
| 津山支店  | ヤマト運輸労働組合津山支部          |
| 備中支店  | ヒルタ工業労働組合総社支部          |
| 水島支店  | 日本ゼオン労働組合水島支部          |
| 水島支店  | 岡山県貨物運送労働組合鋼運支部        |
| 水島支店  | JFEスチール倉敷労働組合          |
| 本店営業部 | 私鉄中国地方労働組合広島電鉄支部       |
| 本店営業部 | 南条装備工業労働組合             |
| 本店営業部 | JR西日本中国メンテック労働組合広島支部   |
| 三次支店  | 日東粉化労働組合               |
| 三次支店  | JP労組備北支部               |

| 営業店   | 会員名                   |
|-------|-----------------------|
| 広島東支店 | マツダ労働組合               |
| 広島東支店 | 日本製鋼所労働組合広島支部         |
| 広島東支店 | カワダ労働組合               |
| 大竹支店  | 三菱ケミカル労働組合広島支部        |
| 呉支店   | IHI労働組合連合会呉支部         |
| 呉支店   | 全水道呉水道労働組合            |
| 三原支店  | 今治造船労働組合広島支部          |
| 尾道支店  | 内海造船労働組合              |
| 尾道支店  | 興進産業労働組合              |
| 福山支店  | ホーコス労働組合              |
| 福山支店  | 中国電力労働組合福山支部          |
| 福山支店  | テラル労働組合               |
| 府中支店  | カイハラ労働組合              |
| 広島西支店 | いすゞ自動車中国四国労働組合        |
| 広島西支店 | 広島アルミニウム労働組合          |
| 広島西支店 | UAゼンセンフレスタユニオン        |
| 西条支店  | 三井金属竹原製煉所労働組合         |
| 西条支店  | 東プレ労働組合広島支部           |
| 西条支店  | 東広島市職員労働組合            |
| 鋼管町支店 | JFEスチール福山労働組合         |
| 鋼管町支店 | 瀬戸内共同火力労働組合           |
| 山口支店  | パナソニックインダストリー労働組合山口支部 |
| 山口支店  | 日本郵政グループ労働組合山口中央支部    |
| 岩国支店  | ユニオン石油工業労働組合          |
| 岩国支店  | 周防大島町職員労働組合           |
| 下松支店  | アステック入江労働組合光支部        |
| 徳山支店  | 中国電力労働組合周南支部          |
| 徳山支店  | トクヤマ労働組合              |
| 徳山支店  | 日本精糖労働組合              |
| 防府支店  | マツダ労働組合山口県本部          |
| 防府支店  | ダイキョーニシカワ労働組合 防府      |
| 宇部支店  | 宇部スチール労働組合            |
| 宇部支店  | JAMヤナギヤ労働組合           |
| 宇部支店  | UBE三菱セメント労働組合中国支部     |
| 小野田支店 | JEC連合日産化学労働組合小野田支部    |
| 下関支店  | 神戸製鋼所労働組合長府支部         |
| 下関支店  | 丸ーステンレス鋼管労働組合         |
| 萩支店   | 中国電力労働組合萩支部           |

## — ろうきん友の会部門 —

### 個人預金会員増加率

| 営業店  | 会員名         |
|------|-------------|
| 徳山支店 | 徳山地区ろうきん友の会 |

### 公的年金受給口座指定者数増加率

| 営業店  | 会員名         |
|------|-------------|
| 徳山支店 | 徳山地区ろうきん友の会 |

# 役員一覧

(2024年7月1日現在)

| 役職名     | 名 前       | 出身組織                  |
|---------|-----------|-----------------------|
| 理 事 長   | 戸 守 学     | 自治労広島県本部              |
| 副 理 事 長 | 田 中 穂     | 日本労働組合総連合会鳥取県連合会      |
| 専 務 理 事 | 東 方 田 稔   | 員外                    |
| 常 務 理 事 | 瀬 光 秀 昭   | 員外                    |
| 常 務 理 事 | 板 崎 幸 夫   | 員外                    |
| 常 勤 理 事 | 仲 田 敏 幸   | 中国電力労働組合山陰統括本部        |
| 常 勤 理 事 | 金 澤 稔     | 日本労働組合総連合会岡山県連合会      |
| 常 勤 理 事 | 善 積 昭 之   | 基幹労連広島県本部             |
| 常 勤 理 事 | 網 戸 茂     | マツダ労働組合山口県本部          |
| 理 事     | 松 本 善 樹   | 鳥取県職員労働組合             |
| 理 事     | 木 下 幹 也   | 自治労島根県本部              |
| 理 事     | 出 射 寛 和   | UAゼンセンクラレ労働組合岡山支部     |
| 理 事     | 大 本 敏 文   | 三井E&S労働組合連合会岡山地方支部    |
| 理 事     | 小 橋 政 次   | 三菱自動車工業労働組合水島支部       |
| 理 事     | 門 長 雄 三   | 広島県高等学校教職員組合          |
| 理 事     | 滋 野 和 義   | UAゼンセン広島県支部           |
| 理 事     | 久 重 道 正   | 全国マツダ労働組合連合会          |
| 理 事     | 本 地 康 秀   | 中国電力労働組合広島統括本部        |
| 理 事     | 藪 本 敬 士   | 北川鉄工所労働組合             |
| 理 事     | 脇 本 昭 彦   | マイクロンメモリジャパンFab15労働組合 |
| 理 事     | 河 村 康 弘   | セントラル硝子労働組合宇部支部       |
| 理 事     | 田 中 克 典   | 自治労山口県本部              |
| 理 事     | 藤 田 英 二   | 日鉄ステンレス労働組合           |
| 理 事     | 爲 末 和 政   | 員外                    |
| 常 勤 監 事 | 田 中 敏 貴   | 員外                    |
| 監 事     | 多 久 和 礼 人 | パナソニックソーラーシステム製造労働組合  |
| 監 事     | 沖 津 巧 士   | 全矢崎労働組合新見支部           |
| 監 事     | 山 根 一 敏   | 情報労連広島県協議会            |
| 監 事     | 酒 井 友 利   | 日立製作所労働組合笠戸支部         |
| 執 行 役 員 | 三 宅 康 友   | 員外                    |
| 執 行 役 員 | 宇 畑 敬 士   | 員外                    |



理事長 戸 守 学



副理事長 田 中 穂



専務理事 東方田 稔



常務理事 瀬光 秀昭



常務理事 板崎 幸夫



常勤理事 仲田 敏幸



常勤理事 金澤 稔



常勤理事 善積 昭之



常勤理事 網戸 茂



常勤監事 田中 敏貴

## 代表理事・常勤理事・参事の兼職の状況

労働金庫法第35条(兼職又は兼業の制限)第1項の「内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可」を受けて兼職または兼業を行っている常勤役員等はありません。

## 会計監査人の氏名又は名称

有限責任 あずさ監査法人(2024年7月現在)

## 報酬等に関する事項

(単位:千円)

| 区 分 | 2023年度報酬支払額 | 総会等で定められた報酬限度額 |
|-----|-------------|----------------|
| 理 事 | 151,036     | 192,000        |
| 監 事 | 16,715      | 32,400         |
| 合 計 | 167,751     | 224,400        |

(注)左記以外に支払った退職慰労金は理事43,881千円、監事449千円です。

# 組織図

(2024年7月1日現在)

ろうきんの  
理念と基本姿勢

2023年度  
事業の概況

2024年度  
事業計画

中国ろうきんの概要

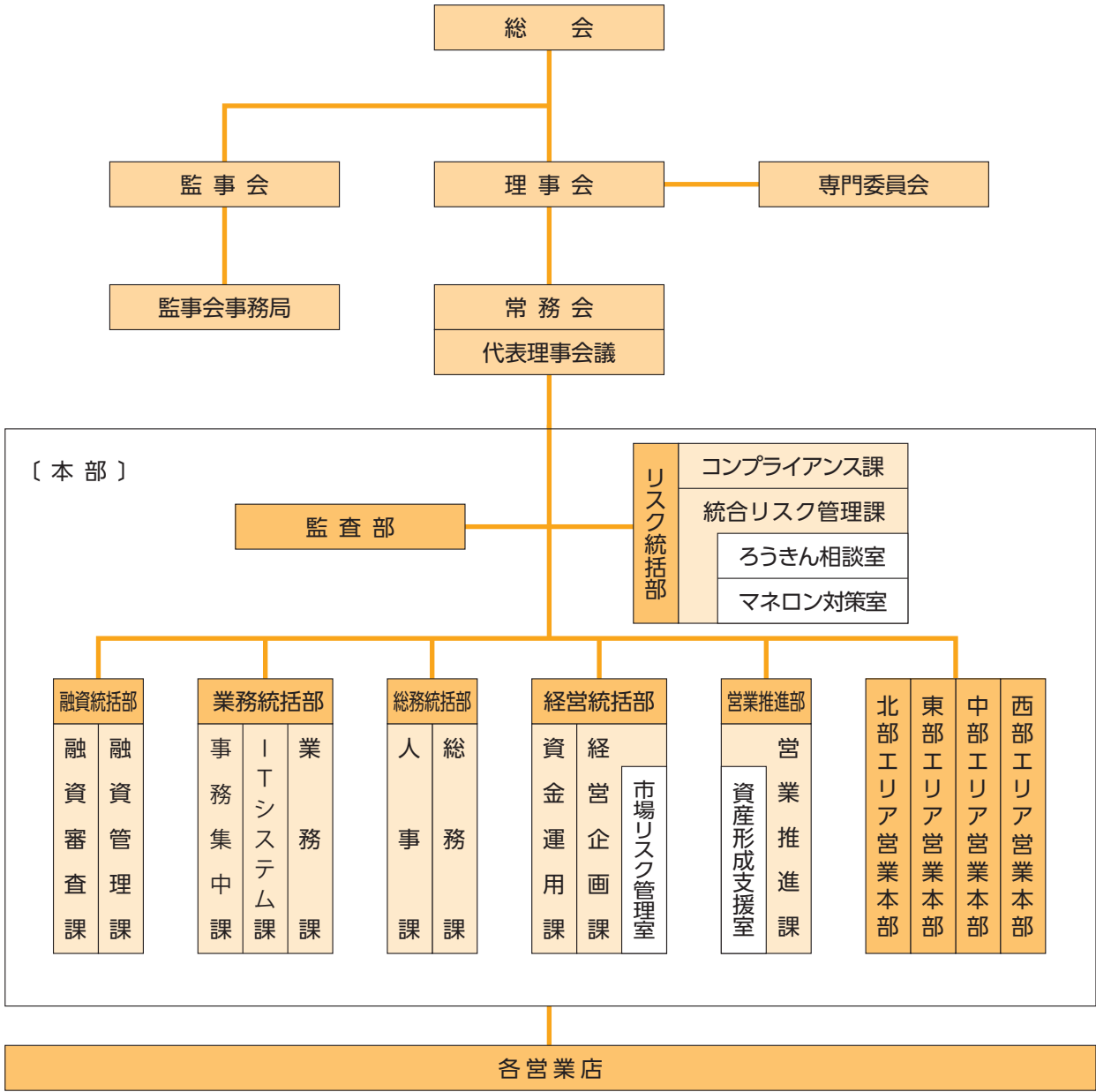
商品の1案内

中国ろうきんの  
ネットワーク

中国ろうきんの歩み

資料編

索引



## 職員の状況

| 項目     | 2022年度末 | 2023年度末 |
|--------|---------|---------|
| 職員数    | 521人    | 527人    |
| 平均年齢   | 43歳8月   | 43歳5月   |
| 平均勤続年数 | 14年3月   | 13年9月   |
| 平均給与額  | 351千円   | 398千円   |

(注1) 職員数は、臨時職員(2022年度226人、2023年度232人)を含みません。  
(注2) 平均年齢、平均勤続年数、平均給与額は、それぞれ単位未満を切捨てて表示しております。  
(注3) 平均給与額は、賞与を除く3月中の平均給与月額です。  
(注4) 平均年齢、平均勤続年数、平均給与額は、常勤職員(フルタイム勤務の専任職員等を含む)のみとなります。